

臨時特例つなぎ資金のごあんない

平成 21 年 10 月

大阪府内に居住しており、離職者を支援するための公的給付制度・貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、その資金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けることにより、自立した生活を支援することを目的としています。

制度の対象となる方 (下記のすべてに該当する方)

- ① 仕事を失い、住居がない方
- ② 離職者を支援する次の公的制度の申請を受理されており、かつ生活に困窮している方

《離職者を支援する公的制度》

住宅手当、生活保護、雇用保険失業者給付、訓練・生活支援給付金、就職安定資金融資等

※ まだ申請されていない方は、まず、これら公的制度の申請を行ってください。

- ③ 申込をする本人名義の金融機関口座を有している方
- ④ これまでに生活福祉資金等を借り入れ償還が滞っていない方

貸付条件

貸付限度額

10万円を限度とした必要最低額（貸付額は申請金額に基づき、審査により決定）
（貸付額の目安） 単身世帯 3,000 円/日×申請中の公的制度給付等予定日までの日数
複数世帯 5,000 円/日×申請中の公的制度給付等予定日までの日数

貸付利子

無利子

連帯保証人

不要

償還方法

原則、申請中の公的制度給付金等から一括償還。困難な場合につき分割償還
※総合支援資金（生活支援費）を借入される場合は、生活支援費貸付金からの天引き償還

借入申込手続き等

- ・相談窓口 お住まい（居住を予定している）の市町村社会福祉協議会
（ただし、大阪市内は区の民生委員児童委員連盟 以下同じ）
- ・申込方法 借入申込書・申請している公的制度の申請が受理されていることを証明する書類・本人確認書類・口座振替依頼書・金融機関口座通帳のコピー等をお住まい（居住を予定している）の市町村社会福祉協議会へ提出します。
- ・貸付決定 貸付の可否は大阪府社会福祉協議会の審査により文書で通知します。
- ・貸付金の交付等 貸付決定後にあらかじめ提出いただいた金融機関口座へ振り込みます。

ご注意

- 送金方法は、決定額一括での入金となります。
- 貸付額は、申込額と申請している公的制度の申請額等を考慮し、償還に無理のないように決定します。
- 申請している公的制度の実施機関に対して、申込内容に関する情報提供を行います。
- 本資金の申し込みの際、申込書の償還計画に基づいた借用書を作成し提出していただきます。

お問い合わせ先：大阪府社会福祉協議会 福祉資金部 TEL06-6762-9480 FAX06-6767-1562